

社会的養護下にある子の自立を考える研究会
報告書

一般社団法人ユニバーサル志縁社会創造センター

2017年3月

1. 社会的養護下にある子の自立を考える研究会 趣意書

「社会的養護下にある子」とは、保護者のない子、被虐待児など、家庭環境上問題を抱え、公的責任として養護を行なう子のことを言います。対象者は約 46,000 人（平成 25 年現在）です。子どもたちは、児童相談所を経て、里親家庭、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設などで暮らしています。近年は、特に被虐待児が増えているのが特徴です。

平成 26 年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数は、前年度比 20%増の 89,000 件のぼっています。また、日本小児科学会によると、虐待で死亡した可能性のある 15 歳未満の子どもが全国で年間約 350 人に上るとの推計を初めてまとめました。これは、厚労省の推計 69 人（平成 26 年度、心中を含む）の 5 倍に相当します。ほぼ、1 日に 1 人が虐待によって亡くなっていることとなります。

バブルがはじけて既に四半世紀が経過しました。この間、貧困、格差が拡大し、今や、相対的貧困率 16.1%、子どもの貧困率 16.3%（平成 24 年度国民生活基礎調査）、つまり 6 人に 1 人が貧困状態にあります。こうした貧困の増大が社会的な孤立を拡大し、虐待につながっていると考えられます。

乳幼児期に保護者の愛情を受けることなく育った子どもには、愛着障害という特有の障害が生じるといわれます。虐待を受けて親と分離し、里親や施設で暮らすことになった子どもの多くが、この障害に悩まされています。また、虐待による身体障害、発達障害などをおかせる子どもも少なくありません（厚労省によると児童養護施設で暮らす子の 28.5%に障害があることがわかっています（平成 25 年 2 月 1 日時点））。

こうした子どもたちは、原則として 18 歳になると「措置解除」され、里親や施設を離れて自立しなければなりません。（進学などの理由で例外的に 20 歳まで措置延長される場合もあります）全国平均では 76.9%の子が大学等に進学しますが、児童養護施設で育った子は 22.6%に過ぎません（平成 24 年度高卒者、厚労省資料）。多くの子が実親の支援を受けることができず、学費や生活費を自ら稼がなければならないからです。

幼少時代に、言葉に尽くせぬ苦しみを味わった子どもたちが、社会に旅立つ新たな出発点において、再び、大きなハンディキャップを背負うことになるのです。

ようやくにして、政府もこの問題に本格的に取り組み始めました。しかし、この問題は政府のみに託すのではなく、私たち民間セクターにおいても、何ができるかを考えていくべきです。かつておおぜいの人たちが匿名で児童養護施設の子どもたちにランドセルを送るなどの、いわゆる「タイガーマスク現象」が起きましたが、いつかの盛り上がりには終わってしまいました。

根本的には、社会的養護を必要とする子どもがいなくなる社会をめざしていくことが必要です。しかし、短期間にそうした社会に変革していくことは困難です。そこで、私たちは、協同組合や労働組合、社会的企業等による「社会的養護下にある子の自立を考える研究会」を設置して、子どもたちへの持続的な支援の仕組みを創設すべく、研究します。

2. 賛同団体

日本生活協同組合連合会

パルシステム生活協同組合連合会

生活クラブ事業連合生活協同組合連合会

日本労働者協同組合連合会

日本労働組合総連合会

労働者福祉中央協議会

3. 研究会委員

猪飼周平	一橋大学大学院社会学研究科・社会学部 教授
池田徹	一般社団法人ユニバーサル志縁社会創造センター 代表理事、社会福祉法人生活クラブ風の村 理事長
伊藤由理子	生活クラブ事業連合生活協同組合連合会 常勤理事
沖倉紅児	生活協同組合パルシステム生活協同組合連合会地域支援本部総合福祉事業推進室 室長
兼間道子	NPO 法人日本ケアシステム協会 会長
鴨崎貴泰	NPO 法人日本ファンドレイジング協会 事務局長
塩原洋光	労働者福祉中央協議会 事務局次長
重富健太郎	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局 部長
菅原亜弥	認定 NPO 法人ブリッジフォースマイル 事務局長
馬場幹夫	日本労働者協同組合連合会センター事業団東京統括本部 本部長、日本労働者協同組合連合会 理事
早川悟司	社会福祉法人子供の家・児童養護施設子供の家 施設長、社会福祉士
平野覚治	社会福祉法人ふきのとうの会 理事長、老人給食協力会ふきのとう 代表、全国老人給食協力会 専務理事
牧野史子	NPO 法人介護者サポートネットワークセンターアラジン 理事長
町野弘明	一般社団法人ソーシャルビジネス・ネットワーク 専務理事・事務局長
宮本みち子	放送大学 副学長
村上彰一	生活クラブ生活協同組合・東京 専務理事
山田浩史	日本生活協同組合連合会組織推進本部組合員活動部

4. 社会的養護をめぐる現状（厚生労働省資料より作成）

① 社会的養護の現状

社会的養護とは、厚労省によると「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」であり、『子どもの最善の利益のために』と『社会全体で子どもを育む』を理念として行われ」ている。我が国では保護者のない児童や被虐待児といった家庭環境のうえで養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護がおこなわれている。なお、児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されている。

対象児童は、約46,000人にのぼり、その内訳は次のとおりである。里親家庭やファミリーホームにいる児童が約6,000人。乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホームといった施設にいる児童が約40,000人。ただし、母子支援施設にいる児童5,766人、自立援助ホームにいる児童486人は、措置制度外である。里親などに委託される児童の数は、20年前の約2.8倍。児童養護施設の入所者数は微増、乳児院の入所者数はおよそ2割増となっている。

近年では児童虐待の増加などにもない、児童虐待防止対策のさらなる強化とともに、虐待を受けてしまった児童への対策として、社会的養護の拡充が量・質ともに求められている。全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法が施行される以前の平成11年度の11,631件に対して、平成27年度には約8.9倍の103,260件へと増加している。また、児童養護施設の入所者のうち、約6割は入居前に虐待を受けた経験をもっている。

② 自立支援の現状

社会的養護下にある子の自立生活能力を高めるためには、安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み、自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育をおこなうことが必要である。進学や就職の状況については、高校進学率は高くなった。しかし、高校卒業後の進路については、一般に比べて進学率は低く、就職が多くなっている。

資金的な支援については、就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合は学習塾も利用できるよう、高校生の特別育成費の充実や、大学等進学支度費、就職支度費の大幅な増額が必要とされている。なお、平成24年度からは、就職や進学に役立つ資格取得や講習などの経費が支給されるようになった（平成26年度は1人あたり年額56,570円）。また、就職支度費と大学進学等自立生活支度費は、平成26年度にそれまでの1人あたり216,510円から276,190円へ改善された。平成27年度予算では、児童養護施設に入所している児童などに対する学習支援（小学生への学習ボランティアや高校生への学習塾代支援など）が充実し、自立援助ホーム入所者についても就職支度費の支弁対象に追加されるようになった。

児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退したりすると、18歳になる前でも児童を退所させる施設もある。しかし、平成23年12月に厚生労働省は、措置延長、措置継続、再措置などを積極的に実施するよう自治体に通知している。生活が不安定な場合は、20歳になるまでの措置延長を活用できるため、そうした制度を活用しつつ自立生活能力がない児童をそのまま退所させることのないようにすべきである。また、就職して児童養護施設などを退所する15歳から19歳の子どもに対しては、自立した生活を支援する場として自立援助ホームが整備推進されている。また平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法によって、大学などに就学中の者は22歳の年度末まで入所できるようになった。

社会的養護が必要（児童養護施設や里親などのもとで生活している生徒）で、大学・短大・高等専門学校・専門学校に進学する子どもに対する奨学金としては、平成29年度から一定の基準を満たせば、月額4万円、入学金相当額として24万円が給付される予定である。該当基準は以下のとおりである。

- ① 平成29年度に国公立の大学・短大・高等専門学校（4年次）・専門学校に進学する場合
- ② 学力・資質基準：以下のいずれかに該当するとして、高等学校等の学校長から推薦を受けられる場合

- ・ 特定の分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること
- ・ 大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

（独立行政法人日本学生支援機構「平成29年度に進学する方への給付型奨学金に関するお知らせ」）

施設を退所した児童へのアフターケアについては、平成16年の児童福祉法改正で、各施設の業務に退所者への相談支援が規定された。これにより児童養護施設に自立支援担当職員が配置され、施設入所中からの自立支援や、退所後の相談支援などのアフターケア体制が整備された。東京都では、平成24年度に「自立支援コーディネーター」が児童養護施設に配置された。自立支援コーディネーターの役割は、入所児童の就職や進学に向けた準備から退所後の継続的な支援を専任でおこなうほか、進路指導に関する施設職員への助言、学習支援に取り組む地域のボランティア団体などとの連携などをおこなうことである。退所児童等アフターケア事業としては、退所者の自助グループを施設単位や広域単位で育成することなどもおこなわれている。平成27年度予算ではアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置することになった。また、厚生労働省の身元保証人確保対策事業として、平成24年度からは、申込期間が1年に延長されたうえで、就職時の身元保証の期間が最長5年、賃貸住宅などの賃貸時の連帯保証の期間が最長4年まで延長可能となった。その他、奨学金についての情報は、施設団体によって整理され、各施設へ提供されている。

5. 社会的養護をめぐる課題

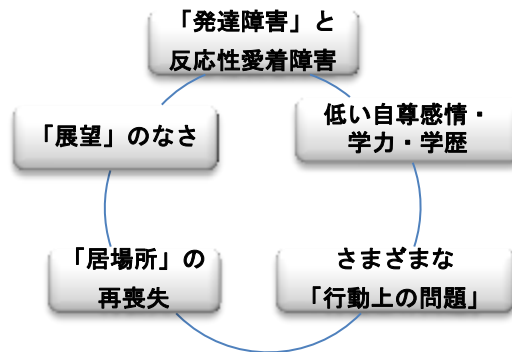
① 現状の施策で足りない部分が何かを把握する

現状、国や民間財団なども、支援や制度がより充実したものとなるよう努力しているが、その施策は十分ではない。制度の中で使えるものは、支援者を通じて当事者に橋渡しはしているが、社会のセーフティーネットからこぼれ落ちてしまうことが生じている。そのような中で現状の施策で足りない部分が何かを把握するために、研究会の委員から出された既存施策の課題について列挙する。

② 横断的な課題

前章でみてきたとおり、就職や進学によって自立した人への支援は充実しはじめているが、挫折した人への支援が弱い。たとえば、児童養護施設退所者に対する自立支援資金貸付事業（生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費）は、進学した人や就職した人など、対象が限定されている。また、就職や進学をしたが、退職や中途退学などで挫折した人への支援も弱くなっている。さらに、自立した社会生活に移行するためには、金銭面のみならずより大きな枠組みが必要である。たとえば、住まいの自立においては、第一に施設内のインケア、次に施設が用意した住居、そして一般のアパートの利用というステップがある。一方、社会的養護の世界では、就労支援について正面から捉えてこなかったという意見もある。中間就労や就労準備支援も含め、就労の場を提供すると同時に、就労自立にいたる生活習慣を身に付けていくような支援が必要と考えられる。

課題は多く存在し、制度の改善についても取り組んでいくべきである。しかし、制度の不備を是正するには、陳情するだけでなく、民間の力によって社会や地域が動いたという実績がなければ国は動かない。そもそも、社会的養護などの困難に直面している子どもやその親の状況について、地域の中で把握ができていないのが現状である。また、自立援助ホームや退所児童等アフターケア事業の利用者の中には、児童養護施設に入所していなかった人も多く存在している。このことから、社会的養護下になかったが困難な状態にいる子どもへの支援の仕組みも必要と考えられる。さらに、虐待が子どもに与える影響は大きく、年齢が18歳を超えていたとしても、当事者に対する支えは必要である。それと同時に、虐待をしている親へのケアもまた必要である。



このような地域社会における社会的養護を取り巻く状況は、現在のところ社会課題として認識されておらず、イシューレイジングが不可欠である。

③ 児童養護施設

児童養護施設の課題としては、著しく低い高等教育への進学があげられる。その原因としては、学力以上に経済力が課題となっている。地域間や施設間でも、大きな格差が生じている。

2013年3月高校卒業生	大学等進学	専修学校等進学
児童養護施設（東京：192人）	38人（19.8%）	34人（17.7%）
児童養護施設（全国：1,626人）	200人（12.3%）	167人（10.3%）
一般（東京：101,970人）	66,451人（65.2%）	20,086人（19.7%）
一般（全国：1,088千人）	579千人（53.2%）	258千人（23.7%）

児童養護施設：社会的養護現況調査（厚労省） 一般：学校基本調査（文科省）

またうまくなじむことができずに施設を転々とする子どもの中には、行き場がなくなりホームレスとなるケースや、住み込みで仕事をしてうまくいかず、心身ともに不調をきたすケースもある。こうした18歳未満にも関わらず自立生活能力がないまま退所させるケースが起こらないようにすべきである。

現在、社会的養護下にある子どもへの支援を22歳まで継続することが議論されている。しかし、東京では児童養護施設の入所枠が空いておらず、住まいの確保が課題となっている。

④ 自立援助ホーム

厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査の結果（平成25年2月1日現在）」によると、自立援助ホームの入所者の47.1%は家庭からで、施設などで社会的養護を受けた経験がない。親元に住おり児童相談所も接触できなかったが、実際は困難な状況にいたという人などもある。地方の自立援助ホームは、入居退居の変動が多く、入居者が4人以下の施設が4割を占める。運営基盤そのものが脆弱で、設立したものの経営が立ちゆかずに潰れている施設もある。入居者が少な

ければ、職員を雇用し続けることが困難になり、質の担保も難しくなってくる。

⑤ 里親

18 歳措置解除後の支援ノウハウが里親には少なく、里親から巣立った人は施設から巣立った人と比べて支援が薄くなりがちである。一方で、里親同士のネットワークも施設職員のものほど充実していない。そのため、孤立してしまう里親を支える仕組みが必要である。

⑥ 退所児童等アフターケア事業

18 歳（20 歳）以上への支援が足りていないのが現状である。支援の仕組みが整っていないため、措置解除後に働くこともままならず、生活保護、ホームレス、刑務所入所などの手前の状況にある人もいる。東京都の場合、退所児童等アフターケア事業における 1 事業所当たりの予算は 750 万円で、事業者はその予算を薄く広く使い、ぎりぎりの状態で支援をおこなっている。そのため 1 人の利用者の支援に人員を割いて特化することは難しく、困難なケースに遭遇した場合の対応は厳しいのが現実である。費用については、原則として利用者が自費で負担して利用している。また、アウトリーチのための事業費も制度から出るわけではなく、職員は休みを削って関わることとなる。

退所児童等アフターケア事業の利用者の中には、自立援助ホームの場合と同じく、社会的養護を受けた経験がない孤立した若者も多数いる。利用者をも具体的にみると、児童養護施設を経由した人が 45%、社会的養護に係った経験のある人は 60%となっている。

6. 提言：首都圏若者サポートネットワーク（仮称）を設立します

前章までに整理した社会的養護を取り巻く課題などをふまえ、措置経験の有無にかかわらず、家族の後ろ盾もなく困難に直面する子ども・若者が自立するのに必要な支援の仕組みを構築するために、本研究会は3つの事業を提言し、そのための運営委員会の設置を提案します。

① 3つの事業

事業1：自立支援基金造成・伴走支援助成

目標

困難に直面する子どもたちに伴走する支援者にとって使い勝手の良い、継続的に資金が集まる自立支援基金を創設する。

事業内容

運営委員会において定める運営計画に基づき、連携先と協力し、資金集めをおこなう。また、集まった資金を支援対象者に伴走する支援者の所属団体に助成する。基金造成と助成にあたっては、指針として以下の6点をふまえる。

・支援者ネットワークづくり

運営委員所属団体の強みを生かし、信頼できるセクターを超えた支援者ネットワークを構築。

・戦略を持ったファンドレイジング

基金として成り立たせるためには、継続的な資金集めの仕組みが必要であり、寄付募集をおこなう際は賛同や共感ができる目的を設定する（イシューレイジング）。初年度以降は、実績をPRし、基金を充実させていく。また休眠預金活用法が成立したことから、休眠預金の活用も視野に入れる。

・アカウントビリティの確保

助成などの金銭支援をおこなう際は、貸与ではなく給付型とし、使い道を明らかにし、どこに資金が必要なのか、なぜ必要なのかも明確にする。

・個別支援計画の作成

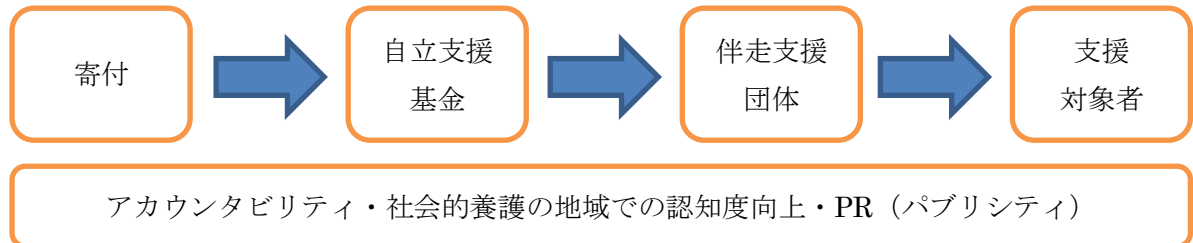
助成をおこなう際は、申請者に個別支援計画（例：期間、金額、支援対象者、方法、想定される結果）を作成してもらう。

・助成の形態

伴走型支援をしている事業者の運営費補助やアウトリーチの実費（現状は事業者の持ち出し）への補助、困っている本人の自立のための補助（職業訓練受講費）など。「急を要する支援」などにも対応できるようにする。

・地域での認知度向上

PR 戦略に基づき、アウトプット、アウトカムを報告するブックレットなどを作成し、各自治体の広報、公共性の高い施設の広報誌、既存マスメディア、ソーシャルメディアなどに掲載されるようパブリシティに力を入れる。地域資源の情報収集もあわせておこなう。

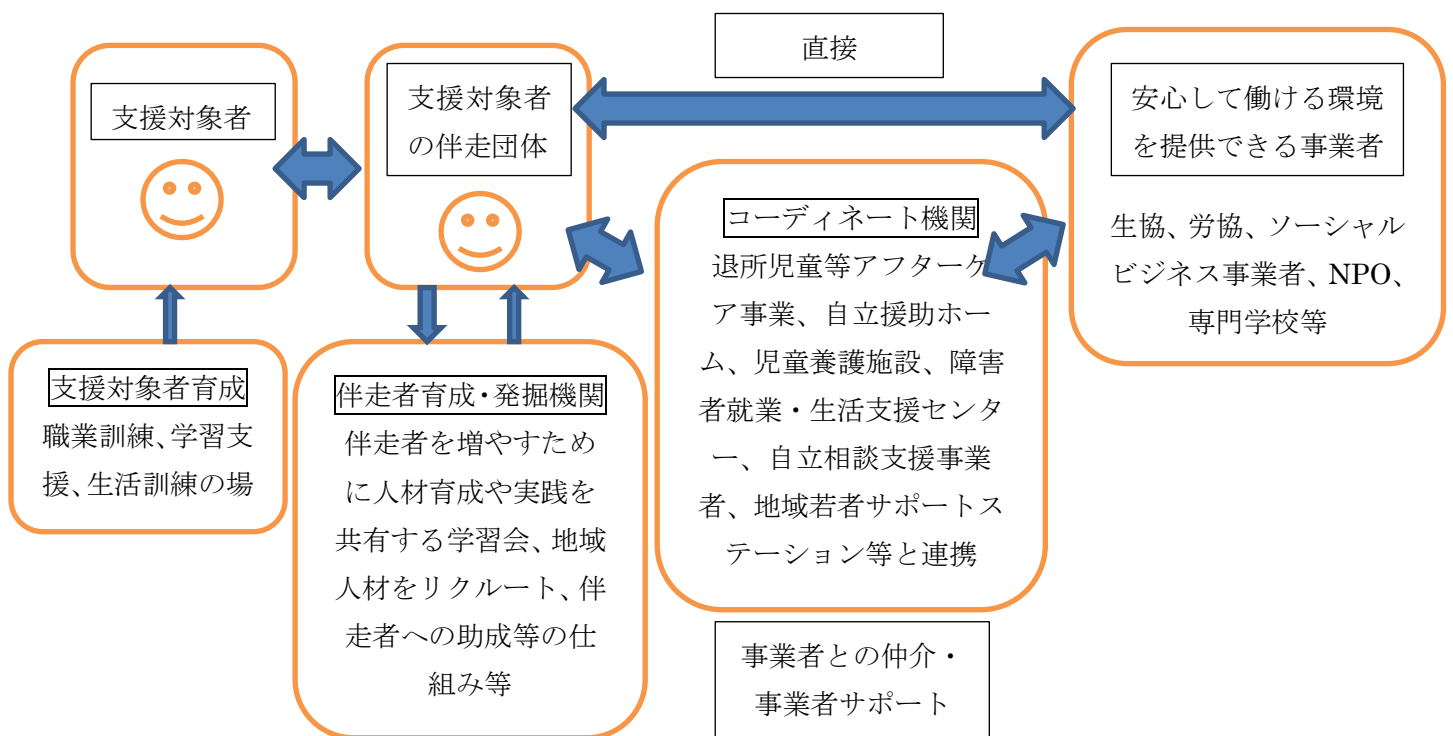


事業2：就労・キャリア支援

目標

困難に直面した子どもたちが安心して働ける環境を提供できる事業者と連携して、就労など（インターンシップ（就労体験）、アルバイト、ユニバーサル就労、一般就労）の機会を用意する。

支援対象者の伴走団体（退所児童等アフターケア事業、自立援助ホーム、児童養護施設など）と本研究会参加団体が推薦する就労支援事業者が、直接またはコーディネート機関の仲介のもと調整をおこない、インターンシップ（就労体験）、アルバイト、ユニバーサル就労、一般就労、キャリア支援などを実施。



事業3：調査研究と政策提言

目標

研究者と共に従来の支援メニューでは支援することができないニーズを明らかにし、従来の支援における阻害要因を明確化し、類型化する。

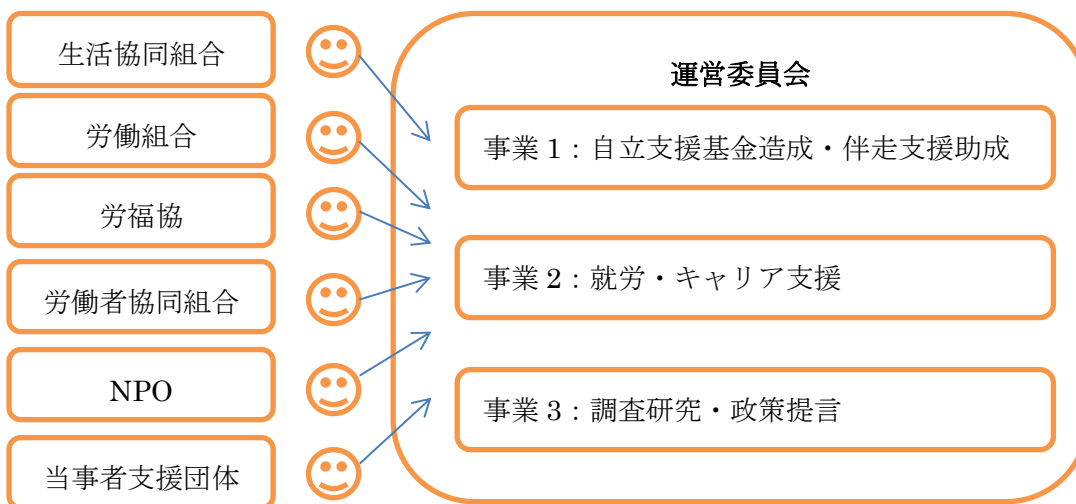
社会実験としての位置づけ

助成などの金銭支援をおこなう際は、社会的な実験という位置づけで、支援者・研究者合同のニーズ調査分析を同時に実施し、必要に応じて政策提言などもおこなう。ただし、評価結果を出すために支援内容などに制約が出ることは避ける。金銭や就労支援以外に生協や労働組合などで支援可能な資源（空き家など）も洗い出す。

② 運営委員会の設置

本提言を推進するために学識経験者、基金を醸成する各種団体の担当者、基金を道具として活用する伴走者側の代表者が参画する運営委員会を設置する。構成案は以下の通り。

研究会参加団体（学識経験者、パルシステム生活協同組合連合会、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会、日本労働者協同組合連合会、日本労働組合総連合会、労働者福祉中央協議会、ソーシャルビジネス・ネットワーク、日本ファンドレイジング協会、ユニバーサル志縁社会創造センター）、当事者支援団体（退所児童等アフターケア事業、自立援助ホームなど）、地域の生活協同組合など。



運営委員会事務局は以下の3団体とする。

- ・一般社団法人ユニバーサル志縁社会創造センター
- ・一般社団法人くらしサポート・ウィズ（生活サポート生活協同組合・東京）
- ・日本労働者協同組合連合会

③ 支援対象者

支援対象者は、首都圏の支援者が伴走可能な、措置経験の有無にかかわらず支援が薄いおおむね 30 歳以下の若者で、原則として大学進学をしている人を対象としない。具体的には、高校・大学中退、高校卒業程度認定試験、予期せぬ妊娠、特別養子縁組、ホームレスといった状況にある若者の就労などを想定している。支援対象者を限定する理由は、現状として大学進学者への社会的な支援が厚くなっているため、そこからこぼれてしまう支援の谷間にいる人を支えることを意図している。支援の伴走者（退所児童等アフターケア事業、自立援助ホーム、児童養護施設などの支援者）は必須で、支援対象者は伴走者と相談して支援申請を決める。

以下に第 3 回研究会での発表に基づき想定される支援対象者の具体例を紹介する。

例 1：資格取得支援。30 歳 女性

4 歳から児童養護施設で育つ。18 歳で施設を出て就職し、一人暮らしをしていたが、25 歳の時に生活が乱れ、金銭面で困窮。生活保護につながるために相談に来る。住まいがなく、宿泊所で過ごし、生活保護を受けることに。その後、月に 2 回程度面会を続けて、現在 4 年目。役所の必要な手続き、医者を探すことなどを支援する。うつ、セックス依存、アルコール依存、自暴自棄になり死にそうになることなどを繰り返しながら、継続的に関わっている。現在、アルバイトを 2 年続けられていることに自信を持ちはじめしており、勉強したい、資格が欲しいという気持ちが出てきた。しかし、資格取得の勉強をするためのお金がない。

例 2：就労。35 歳 女性

虐待で施設に入所。パニック障害や対人恐怖がある。アフターケア相談所と関わるようになったのは、作業所を転々としていたところ、そのとき働いていた作業所の所長とトラブルになり、本人から介入してほしいと言われて関わったのが始まり。相談所でジャムを作る工房が立ち上がった際には一番に来て、それから 1 年間、相談所に通いながら働いている。安心できる場所に行けるということで、電車の中でパニックにならずに済んでいる。その一方で、この安心できる場所にも遅れるのが怖く、何かあったらどうしようという不安から、開始 1 時間前には絶対に到着するようにしている。少しずつ自信をつけている様子はある。

例 3：妊娠・中絶の医療費。23 歳 女性

児童養護施設、自立援助ホームの利用経験あり。国民健康保険、扶養、年金など、細かいことが一つ一つ心配で動けなくなったりする。支援する側が思う以上に、何かにつけて知らず、分からず、怖れや不安を抱えている。性風俗で働いていて友達の家を転々としていたところ、妊娠が発覚。おなかが大きくなると働くことができなくなり、友達の家にお金を入れることもできなくなったことから、早く出ていくように言われ、19 歳の終わり頃、妊娠 8 カ月くらいで相談に来た。そのときの所持金は 1,000 円で、一回も医者に行ったことがなかったため、すぐ役所に同行。続

いて一緒に医者に行き、体の安全を確認。所持金がないため、最初の医療費だけは相談所が支弁。その後、公の女性相談センターにつながり、本人が望んでいたことから、出産。しかし、支援制度にはまりきらずに、本人は飛び出し、子どもは乳児院から特別養子縁組へ。その後、いったん連絡が取れなくなるが、ふたたび妊娠し、今度は中絶したいということで連絡が来た。その際も役所と交渉し、最終的には中絶することに。

7. 研究会の開催日と検討テーマ

開催日	検討テーマ
第1回 (2016年7月21日 (木)) TKP 新橋汐留ビジネスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○研究会発足までの経過報告 池田徹委員 (ユニバーサル支援社会創造センター代表理事) ○社会的養護下の子の自立の現状と課題 田野 剛様 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局) ○「子どもの貧困」の現状 宮本みち子委員 (放送大学副学長) ○措置解除後の子どもたちの自立に向けた課題 早川悟司委員 (児童養護施設 子供の家 施設長) ○生活モデル化する社会と社会的養護 猪飼周平委員 (一橋大学大学院社会学研究科教授)
第2回 (2016年10月24日 (月)) TKP 新橋汐留ビジネスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○自立援助ホームとは?～自立援助ホームの必要性と対象者～ 恒松大輔様 (自立援助ホームあすなろ荘 ホーム長) ○NPO 法人 ブリッジフォースマイルの活動紹介 菅原 亜弥委員 (NPO 法人 ブリッジフォースマイル 事務局長) ○社会的養護下にある人の「多様な旅立ちを支える」基金設置 (案) 池田徹委員 (ユニバーサル志縁社会創造センター代表理事)
第3回 (2017年1月12日 (木)) TKP 新橋汐留ビジネスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○退所児童等アフターケア事業 活動・ケース紹介① 木本ゆう様 (NPO 法人 社会的養護の当事者参加推進団体 日向ぼっこ スーパーヴァイザー) ○退所児童等アフターケア事業 活動・ケース紹介② 広瀬朋美様 (アフターケア相談所 ゆずりは 地域生活支援スタッフ 社会福祉士) ○日本の寄付市場の状況とファンドレイジングの最新トレンド 鴨崎貴泰委員 (NPO 法人 日本ファンドレイジング協会 事務局長) ○研究会報告書骨子案 ご報告・意見交換
第4回 (2017年3月16日 (木)) TKP 新橋汐留ビジネスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○研究会報告書 ご報告・意見交換

8. 今後のスケジュール

- ・2016年度内に報告書を完成。
- ・2017年度早々に基金運営委員会を設置。
- ・モデル事業を2017年度中に実施。
- ・2018年度から本格実施。